

第6回佐賀市自治基本条例検証委員会 議事概要

【開催日時】 令和3年10月7日（木） 午後2時23分～午後3時58分

【開催場所】 佐賀商工ビル4階 市民活動プラザA・G会議室

（佐賀市白山二丁目1番12号）

【出席者】

（委員）50音順、敬称略

荒牧軍治、井上亜紀、内川実佐子、小城原直、高原陽子、田島広一、西村康喜、松本昌代

（事務局）

鶴地域振興部長、馬場協働推進課長、前田係長、金ヶ江主査、南里主事

【公開又は非公開の別】 公開

【傍聴者】 なし

【議事概要】

1 開会

（委員長あいさつ）

今日は検証結果と答申書の作成ということで、この委員会の一番山場になっていると思う。今日の議論が済めば、最終的には答申書という形でまとまると思うので、時間は制約されているが、活発な議論をお願いし、最終的にまとめていきたいので、御協力いただきたい。

2 第6回審議事項

（委員長）

今回の検証委員会も、これまでどおり公開で行いたい。

まず、今回の審議の進め方について事務局のから説明をお願いしたい。

（事務局）

会議の進行に当たっては次第に従って進行させていただく。本日の審議事項は、(1)第5回検証委員会の振り返り、(2)答申に向けた議論の取りまとめの2点である。

前回までの検証委員会で全ての条項について、条例や逐条解説の文言、運用について議論していただいた。今回はこれまでの議論を踏まえ、1月の答申に向け、答申書の内容と検証委員会としての意見を取りまとめる必要があるため、審議をお願いしたい。

(委員長)

今提案された議事次第に従って進めたいと思うがよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(委員長)

それでは、今、説明があった形で検証をすすめていきたい。

まず、第5回検証委員会の振り返りについて事務局ほうから御説明をお願いしたい。

(事務局)

前回の検証委員会では、第3回、第4回の検証委員会で審議できなかった箇所と、条例全般について審議いただき、それぞれの委員から意見をいただいた。議事の内容については議事概要としてまとめているので、内容を確認いただき、修正等があれば、後ほど事務局まで申し出ていただきたい。

この議事内容を基に、前回と同様、条文ごとに論点、委員意見まとめたものが資料1であり、これまでの内容に加え、前回の意見も追記している。

資料の最後のページに、審議内容まとめ（案）というものがある。これが答申書の基になるものであり、前回の答申書と同じような作り込みになっている。

今回の検証委員会では、条例の見直しについては、早急に改正する必要はないが、逐条解説についてはもう少し分かりやすい説明が必要ではないかという意見が全体としてあった。

それから、2つ目、条例の運用状況については3点にまとめている。

1つ目は、社会情勢の変化への対応で、社会情勢が急速に変化していることを鑑み、条例の運用に当たっては、多様性、受容性、SDGs、LGBTなど新しい考えや価値観を意識することが求められるのではないかというものである。

2つ目は、地域コミュニティについてである。地域コミュニティ活動をより活性化し、持続可能なものにするためには、担い手の育成、団体の役割の再認識、事業者などを含めた市民等の積極的な参加の促進、という課題があるという議論があった。

3つ目は、行政と民間の役割についてである。誰もが安心して暮らし続ける地域社会の実現のためには、それぞれが役割を果たしながらまちづくりを進める。そのためには市民等がまちづくりの主体であるということを認識できるような周知啓発の必要があるという話があった。

今回は特にこの内容について審議いただきたいと思っている。

また、資料2については、これまでの審議で使用したものと同じつくりであるが、最初のページの一覧は、前回までで全て審議が終わったため、全て白丸になっている。審議の結論を加えており、条文改正が必要なもの、逐条解説を充実したほうがよいもの、運用を工夫したほうがよいもの、質問があったもの、結果として修正は不要というものに分類し、星マークをつけている。逐条解説の欄で黒星がついているものについては、逐条解説の修正案を記載している。

検証委員会としては逐条解説の内容を一言一句審議していただく必要はないが、これまでの議論の中で、逐条解説の修正となった箇所を確認いただいた後、資料1の議論のまとめを検討していただきたいと考えている。

(委員長)

確認であるが、条文については、市議会の議決事項となっており、条例を改正することになれば、議会の議事に付されるものと認識しているが、逐条解説については、どのような取扱いになるか説明をお願いしたい。

(事務局)

条例に関しては議会の議決事項になるが、逐条解説は執行部で条文の解説として、職員、市民に向けて周知啓発するものである。検証委員会の中で逐条解説の一言一句まで審議する必要はないが、逐条解説の充実が必要であるという答申をいただいたら、それを受けて執行部で逐条解説の内容を見直すというものである。

(委員長)

我々として、一番大きな問題にしたのは、条文の改定があるかどうかということと、条例を実際に市民に伝えるときに、逐条解説とパンフレットがセットになっていると思う。逐条解説よりもパンフレットのほうが後で市民向けにつくられているだけに、パンフレットの方が分かりやすいのではないかとということも結構あるような気がする。

逐条解説をむしろパンフレットの側にすり寄せたほうがいい場合もあり得るが、逐条解説というのは公的な色彩を帯びているため、この委員会で検討するという事だと思ふ。

そこで、少なくとも文章自体を変えたほうがいいのではないかと、あるいは追加したほうがいいのではないかとというような意見が出たのが、この黒星が付いている部分で、今回はそこを中心に議論するという事によいか。

例えば、もし4年以内に状況が変わるようなことがあれば、逐条解説は改訂することも

あり得るということでしょうか。それから、逐条解説を改訂した場合に議会への対応はどうされるのか。

(事務局)

検証委員会の結果は、12月議会で一旦報告をしようと思っている。そのときに逐条解説の内容についても大まかに説明をさせていただくことになる。

(委員長)

条文の改正に関しては議会の議決が必要ということであるが、逐条解説については、行政側で改正したということを報告するという位置づけでよいのか。

(事務局)

はい。

(委員長)

私が以前質問したことと同じことをここで質問しているだけだが、どういう位置づけであるのかだけはっきりしなかった。大体理解いただけたらどうか。

それでは、そのことを前提として、主として黒星がついているところの逐条解説の修正案も併せて提示されるということであるので、そこを中心にやっていきたいと思う。

引き続き事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

これまでの議論の中で、逐条解説を充実したほうがよいというもののうち、特に主立ったもの、例えば、まちづくりについてやSDGsに関することなどに黒星をつけており、今回このような内容を盛り込もうという案を提示しているので、その部分について御審議いただきたいと思っている。

資料2の2ページ、前文のところでは、「年齢や性別等に関わりなく」というところで、年齢と性別だけでいいのか、性別は削除したほうがいいのか等、いろいろな意見があったが、逐条解説で説明したほうがよいということであったので、「等」にこういったものが含まれているということを追記してはどうかという事務局の案である。

(委員長)

文章そのものの案ではないということでしょうか。

(事務局)

そのとおりである。このような内容を入れていくという案である。

(委員長)

了解した。

(事務局)

もう一つは、SDGsに関することである。

何らかの形でSDGsを佐賀市の基本目標として記載してはどうかという意見や、条例全般の中でSDGsを活用した解説や、周知啓発という話があり、SDGsとは、国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された、国際目標であること、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、自治基本条例が目指す「安心して暮らし続けることができる地域社会の実現」に通じるものであることを、「年齢や性別等に関わりなく、誰もが」という「誰もが」のところに絡めて書くというのはどうかという案である。

また、第1条には「安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的とする。」とあるので、この目的の逐条解説に、例えば、SDGsの誰一人取り残さないという理念がこういうものに通じるということを入れるという案も事務局として考えている。

(委員長)

逐条解説の中に「年齢や性別等」の「等」の中には、新たないろいろな多様な価値観を含んでイメージしているということを文章として書くということによいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員長)

もう一つ、少し分かりにくかったが、SDGsのところは、第1条の「安心して暮らし続けることができる地域社会」の具体的な目標として、佐賀市は国連が示したSDGsの17個の目標と同じ方向性として認知しているということで、第1条の解説文の中に入れるということによいのか。

(事務局)

前文か第1条のどちらかに入れるということである。

(委員長)

これは具体的に文章として、今日の議論を踏まえたうえで、次回の検証委員会で提示していただけるのか。

(事務局)

検証委員会の答申としては逐条解説を充実してほしいという答申で十分であると考えている。その後、どのように修正するかということは、最終的には、検証委員会後にメール等で報告することを考えているが、このSDGsや年齢、性別等といったところについては、ある程度たたき台や方向性を示したほうがよいと思い、今回提示しているところである。

(委員長)

答申の内容として我々の認識としては、条文の改正はないということで合意していると思うが、答申書にあわせて逐条解説の改訂版まで我々が出すという解釈でよいのか。それとも、検証委員会以外の人たちの意見も聞いたうえで、行政側で改正することもあり得るといことなのか。

(事務局)

本日は、改正する内容としてこういう内容でよかったのかどうか見ていただきたい。
文書自体はもう一度事務局で引き取り再度検討したいと思っている。

(委員長)

年齢、性別のところはまだ具体的な文章が表現されていないということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員長)

具体的な文章が示されているところがあったと思うが。

(事務局)

具体的な文書を書いている箇所もある。

第2条の「まちづくり」について、条例では「公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。」となっており、逐条解説でも「公共の福祉を増進するための活動の総体をいう」ということで、同じことが書かれているという議論があった。

これについては、パンフレットの表現を使ってみてはどうかという意見があったため、「まちづくりとは、建物、道路、公園などの整備だけでなく、例えば、地域の清掃活動や、こういったソフト的な活動もまちづくりに当たります。」というような文章に変えようという案を提示している。

(委員長)

ということは、今の段階では具体的な追加修正内容を書いた箇所と、まだアイデア段階の箇所の2つが混在しているということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員長)

2つのパターンがあるので、少し混乱してしまった。

それでは、事務局からの説明を先にお願ひしたい。

(事務局)

第5条、まちづくりの基本原則の第1号で、「市民等が主体的にまちづくりに関わり、行動するためには、情報の収集はもちろんのこと、情報の共有が前提となります。」というところの修正案としては、情報共有の具体例をパンフレットから抜粋した内容をこちらに追記修正する案となっている。

確認であるが、検証委員会の中でこの内容を一言一句検討するところまでは求めておらず、修正内容の方向性を確認していただければ結構である。

(委員長)

パンフレットの内容の方が分かりやすいと思う。

続けて説明いただきたい。

(事務局)

次は第25条である。

子どもへのまなざしのところに、子どもの権利条約を載せてはどうかということで、逐条解説への追記修正内容として、子どもへのまなざし運動の基盤として、子どもの権利条約があるということ、そして、子どもの権利条約で定められている権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、の4つがあることを追記し、説明は充実させようと考えている。

(委員長)

この部分は、条例策定のと時から議論があった。

まなざしというと、何か守るだけの一方向的なものようであるが、本当は子どもにはそういう子どもの権利が確立すべきだということが全世界的に認知されていて、そういう視点が薄いというようなことが既に議論になっていた。ただ、条例制定のときも1回目の検証の

ときもここは加わっていなかった部分である。

子どもの権利としてきちんと確立しているのに、この前の虐待事件のように、大人がそれをないがしろにしてしまったというようなことがあるので、今の時期にきちんとこういう視点を加えるべきという意見があるのは当然のことだと思う。

説明を続けていただきたい。

(事務局)

最後になるが第31条、国際的な視野の醸成についてである。

こちらも逐条解説の追記修正内容（案）ということで、一つは「国際化する時代において、本市のまちづくりに当たっては、地球環境問題や産業振興」の後に「新興感染症等による公衆衛生問題などに関して」と追記するというものである。

もう一つは、多文化共生の内容を追記するもので、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の構成員として共に生きていく多文化共生の地域づくりを目指します。」というものを加えようとしている。

これは、副委員長からのグローバル化の進展についての意見と、F委員からの保健衛生や公衆衛生の問題も解説を加えたいという意見からこのような案を考えている。

(委員長)

それでは、どこからでも構わないので、各委員から意見を求めたい。

ただ、副委員長からの意見は、もっと身近なことも含んでいたと思う。地球環境問題、産業振興、新興感染症による公衆衛生というスケールの大きい話だが、外国人がたくさん入ってくる時代になってきたときに起こる地域におけるごみ処理の問題といった、もっと身近な環境問題というのもあったような気がするが、副委員長いかがか。

(副委員長)

この問題についてもっと幅を広げると、外国人の方たちと仲よく地域の行事を一緒にやるということで、一時期、地域の体育大会に参加してもらったが、けがした場合にどうなるのかということになり、2年目からお断りしたという経緯がある。保険をどう掛けるのか等、いろいろな問題がそこで出てくるのかなと思う。ただごみ出しが云々ではなく、生活の中でどうコミュニケーションを取っていくかということが非常に大事になってくると思っている。そういうことも含めて検討していただければありがたい。

(委員長)

第31条の視点というのは、きつともとは日本人の市民がもう少し国際的な視野を持つというようなことだと思う。だが、これから外国人の働き手がたくさん入ってくる時代がもう直前まで迫っているわけで、もう他国の都市や団体等との交流というよりも、本当に市民間での国際感覚、あるいは文化や風習とかいろんなものが違う人たちとの交流という視点を逐条解説の中に入れてもいいかと思う。これは何かスケールが大きい話になっていて、副委員長が言われた趣旨とは少し違う。もう少し市民間での交流ということではないか。

私が佐賀大学で学生部長をやっているときに中国人留学生と市民との仲介役をしていたが、そのときに今、副委員長が言われたように、ごみの出し方の概念がそれぞれ全く違って、投げていて全然構わない人、行政が全部やってくれるはずだという人、分別せずに一緒に混ぜていて何が悪いのかという人など、文化が全然違っていたことがあり、随分と苦勞した。そういうトラブルと同時に、交流することによって、楽しいこともたくさんあるという視点がどこかにあればいいと思う。

ここに書かれているスケールの大きい話ばかりではなく、もっと身近な国際接触のような感じをもっと出るような文章にできないか。これまでの議論を踏まえると、少し表現できていない感じがするので検討していただきたい。

(事務局)

この条文の中で書いていることをもう一回確認すると、行政では、まちづくりの中で国際的な視点が必要だということを認識して、市が行うこととして他国の都市とか団体等との交流、連携を図る。そして、住んでいる皆さんの国際的な視野を広げて、最終的には文化の多様性への理解を深めるとなっている。

ただ、今の状況を見ると、副委員長からもあったように、既に市民の暮らしの中で、かなりの外国人、異文化の方たちも入ってきていて、その共生をうまく生かせるというのがまちづくりの視点でも非常に重要ということである。他国の都市や団体との交流という形で書いているが、その目的としては、日々の暮らしの中でこういう状況にあるということをまちづくりの中でうまく生かしてもらうために、というような書き方にすると、日常の話とつながるのではないかと思うので、そのような修正ができればと考えている。

(委員長)

もしかすると、この第31条が一番早く条文を見直す時期がくるのではないかという気がする。20年ぐらい前の感覚だと思う。

外国に行くことや外国と付き合うことが日常でなかった時代のもので、今はもっと市民のレベルに下りてきているので、国際というものの視野の醸成ということではなく、「多様な文化」と前文のほうに書いたり目的のほうに書いたりしたことのほうがむしろ重要になってきたので、もしかしたら条文そのものが要らなくなるのかもしれない。

前文の年齢、性別のところ、今度は国籍やいろいろな多様性のことが並ぶことになるが、そういうものがあれば、この国際的なところでは包含されて、交流が普通になってくるという感じがするので、これは削除するという時代が来るかもしれない。暴論かもしれないが、それくらい国際的な問題や国籍などといった多様性というのが、SDGsが示した、もっと広がりのあるイメージは、この条文を消していくような時代になっていくのかもしれない。

そういうことをイメージして、最低、今回は逐条解説の説明で工夫してみるとして、将来的には要らなくなるという感じになるかもしれない。

(G委員)

逐条解説の修正案を書きいただいている、これはいろいろなところからの抜粋ということもあると思うが、文言的に必要かという疑問点は何点かあるので検討をお願いしたいと思う。

まず、7ページ目の「まちづくりの定義」ところで、「取り組みやすい身近なまちづくりとしては、選挙で市長や議員を選ぶ」という言葉がある。まちづくりに選挙活動を含めているのか疑問に思った。選挙で選ぶのは、まちづくりのためではなく、市民の義務ではないかという気がする。

次に、「市報や市のホームページを見る」ということは、まちづくりに何で関連するのかわかると思う。市報、ホームページを個人的に見て、それで動き出すのであればよいが、見るだけで止まると、まちづくりに必要なのだろうかという疑問を持った。

それと、第5条のまちづくりの基本原則のところの修正案であるが、「市民のみなさんと情報を共有してまちづくりに取り組みます。」という表現。市民と情報を共有するというのは分かるが、「みなさん」という言葉をわざわざ使わなければならないのかというところが引っかかった。

それと、第25条の子どもへのまなざしの修正案の中で、子どもの権利条約で定めている内容について書いてあるが、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という内容だけでよいのではないかと。守られる権利で、「紛争に巻き込まれず」や「難民になったら保

護され」というものが、日本の環境の中では理解されないのではないか。そういう言葉をあまりこの条例の中には入れたくないという感じを受けた。

(E 委員)

提案であるが、全体に対して各委員の意見を聞くということではなく、先ほど事務局から説明があったように、一個一個について委員会の合意をとっていくという進め方はいかがか。

(委員長)

今のところは逐条解説の修正案が出ているのが一部であったため、意見を求めているもので、最終回ではそれをやらなければならないと思う。

今回具体的な内容が出されている分については、パンフレットなどに記載されたものが転載されている形になっていると思う。逐条解説文としては、必ずしも同じである必要はないと思うが、修正案として出された文章について各委員の意見を求めたいと思う。

先ほどの、選挙はまちづくりの一部かということについて、各委員の意見はいかがか。まちづくり、自治の基本であることは間違いが、そのまちづくりの定義の中に入れるかということである。

「選挙で市長や議員を選ぶ、自治会活動に参加する、地域で支えあう活動を行う、市報やホームページを見る、地域のイベントに参加するなどもあります」ということに違和感があるのは、選挙で市長や議員を選ぶこと、市報や市のホームページを見るということ自体も、いわゆるまちづくりの一環ということのようであるが、そのあたりはいかがか。

(事務局)

パンフレットの中で、身近なまちづくりということで、9つ載せており、その中の抜粋という形になっている。

この条例の中で当事者として出てくるのは、市民等、議会、行政、この3者でまちづくりを進める上で得意分野を生かしてまちづくり進めようとなっている。その際のポイントとして、情報共有と参加と協働がまちづくりのキーワードであるということで、条例をつくる際にいろいろな議論をしていただいたと思う。

情報共有については、市からも情報を発信するが、情報を市民も取りに行ってくださいという形の規定をしており、市のホームページや市報を見ることが情報共有の身近な具体例であるというイメージで書かれている。参加としては、自治会の活動に参加する、支えあう活動を行う、地域のイベントに参加するというようなものが書かれている。

もう一つ、参加ということで、一番身近な選挙というものを出している。これが必ずしもいつの時代でも正解ということではないと思うので、それぞれの言葉を選んでいるのはそういう考え方や視点であったということを念頭に、今回議論していただきたいと思う。

(委員長)

市民参加の権利のとして投票権ということで、市としては、これはまちづくりの中に含めている。それと、市の広報紙やホームページを見るということも、情報共有のくくりでまちづくりの一環であるというのが、自治基本条例をつくったとき、あるいは市の認識としてあるということであるが、他の委員はいかがか。

(B委員)

確かに広い意味で言えば、選挙をすることはまちづくりに関わることであるということとはよく分かる。

ただ、これが最初に出てくると、選挙に来さえすれば、もうまちづくりに参加しているかのようなイメージになってしまうのではないかと思うので、ここに入れるということであれば、もう少し順番を工夫し、選挙に行くこともまちづくりの一つというぐらいで、最後のほうに持ってきたほうが良いと思う。

もう一点、この検証委員会で修正案を別に決めるわけではなく、ただ、こういう修正を考えているので、意見をということだと思っているが、第6号は、まちづくりの説明をしていて、その解説にまちづくりとはというのは、ちょっと主語として、解説の違和感がある。解説としては、ここで言う活動にはこのようなものがあるぐらいの文章になるのではないかと思う。

(委員長)

パンフレットでは「まちづくりと聞くと」となっているが、逐条解説の修正案では「まちづくりとは」となっている。また、「市民のみなさんと」という文言もパンフレットの文章になっている。

(事務局)

そのあたりの表現は合わせていきたい。

(委員長)

逐条解説文としての妥当性というか、パンフレットでの表現と逐条解説の文体が合っていない部分もあるようなので、そのあたりは注意しながら修正をお願いしたい。

(委員長)

子どもの権利条約の守られる権利の表現としては、例えば、この前の児童相談所の事件のように、基本的に守られなければならない子どもが守られなかった、子どもには、きっと公に守られる権利があり、生きていること自体が社会によって守られるべきだということだと思う。紛争に巻き込まれるというと、そのあたりがわからなくなる。

(事務局)

子どもの権利条約について、逐条解説の修正案に記載しているものは、ユニセフの解説から引用しているもので、「紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され」と必ず入れなければならないものではないため、まちづくり自治基本条例のレベルに合わせた内容を検討したい。

(委員長)

ぜひ日本の実情にあった形にしていきたい。

(H委員)

第19条では、暴力から守られるということで、子どもが保護者の暴力で心や体を傷つけられたり、ひどい扱いを受けないように子どもを守らなければならないということは、第19条にあるし、第23条には、障がいのある子どもたちも個性や誇りを傷つけられずに生活が行えるように国は環境を整えなければならないとある。

広くとらえると、日本もいつどんなことに巻き込まれるか分からないが、やはり社会保障が受けられるとか、性的に利用されないとか、そういう意味の表現にしたほうがよいのではないかと思う。

(事務局)

以前の「教育長だより」の中で、守られる権利の中には、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られることということで書いてあり、そのような表現の方がよいと思う。

(事務局)

市民の目線でピンとくるような表現を選びたい。

(委員長)

少なくとも「守られる権利」というのはいいと思う。

(委員長)

まなざしというときに、あるテレビコマーシャルで、声が聞こえてくるのに無視するのは

やめよう、泣き声が聞こえてきたら、みんなで心配してお巡りさんに一声かけてみようというようなことが出ていて、なるほどと思いながら見ていた。これは、必ずしも子どもの権利だけではなく、環境問題においても、例えば、廃屋やごみ屋敷などはみんな無視する、見て見ないふりをする。その延長線上に子どもの虐待が横で行われていても無視するということが起こっている。それぞれが権利を持っているからというような形は自治基本条例に合わないと思うので、この「守られる権利」というところはよくできている。

今のは貴重な意見であったので、そういうところをぜひ見直していただきたい。

(H委員)

順番に意見を言っていくということではよかったか。

(委員長)

もう3つの意見が出たので、そのまま意見を出してもらってよい。

(H委員)

まず、審議内容のまとめにいろいろ意見を反映してもらい、私はうれしく思っている。言葉の意味が分からないところがあったので教えていただきたい。

1点目は、LGBTだと、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーだけになってしまうので、LGBTsかLGBTQにしたほうがいいのではないかということ。

「多様性と受容性」という言葉をどう解釈されるのか、私はよく意味が分からなかった。単純に多様性を受け入れるという意味なのか、「と」となっているときにどういう意味を持っているのかということが2点目である。

それと、この価値観は新しい価値観なのかという点である。価値観、物の見方、考え方、そういう多様性という意味でもう随分と出てきている。ここであえて新しいというのは変化しているからという意味なのかもしれないがどうなのか。私は国際化についてはまだ差別があると思っている。外国にルーツのある人たちは学力保障も言語保障もなかったり、働くことも大変状況であったりするので、まだ本当に開かれていないと思っている。そういう意味で、これはとても大事なことだと思うので、そのあたりを教えていただきたい。

(委員長)

審議内容(案)について集中して議論していきたいと思う。これは答申書になるものなので、文言についても議論していただきたい。

多様性はよく聞くが、受容性という言葉は使われることが多いのか。

(事務局)

多様性については、前文で「誰もが」という議論もあったが、いろいろな人の多様性を認めるということと、受容性というのはインクルージョン、受け入れる、包括するという意味で書いている。

(H委員)

インクルージョンであれば共生ではないか。インクルージョンは、包括する、包括的などという意味で使われる。共生教育を表現するときにインクルーシブという言い方をしたりしている。

(委員長)

インクルーシブというときは、障がいを持っている人や、いろいろな人たちを社会が受け入れるというようなイメージということか。

(H委員)

みんなで関わり合っという意味合いである。根底には区別することは差別することなのであるという考え方がある

(委員長)

多様性と受容性というのは、多様性を受け入れ、認め合うということによいか。

(H委員)

多様性を受容するであれば分かるが、受容性は少しニュアンスは違うのではないか。

(事務局)

もう少し分かりやすい表現にしたいと思う。

(委員長)

新しい価値観かどうかという点についてはどうか。

(B委員)

この文章の並びが分からなかったのだが、多様性と受容性、SDGs、LGBTと並んでいるが、LGBTは価値観ではないと思うので、ここにLGBTが出てくことに違和感がある。ここに上げられているものは、それぞれ大事な問題だと思うが、これを同列にしていることで、どのように文章を読めばいいか分かりにくいので、検討いただきたい。

(委員長)

条例を作った当時から、明らかに変わっている。多様性と言われているものの種類が広く

認識されるようになってきたのは間違いない。そして、それを認め合おうという方向に動いていることも間違いない。

例えば、佐賀県が同性のパートナーを認めるということも、そういうパートナー自体は昔からあったことだが、それを行政が認めるということが新しい価値観であることは間違いない。

(B 委員)

価値観というと、男女ということも価値観という話になる。この方たちにとっては普通のことであって、LGBTだけをここに上げると、感覚的に排除しているような感じがする。だから、男性も女性も年齢に関わりなくということがあったが、その1つにLGBTという性的指向あるわけなので、ここに入れるのはどうなのかという気がする。

(事務局)

どちらかという和多様性を尊重しなければならないのだが、そこが見えていない感じがする。

(委員長)

みんなが受け入れていいじゃないかという社会的な変化。これは我々の時代にはなかったものである。我々の若い頃には、排除される一方であったが、今はそれを受け入れて社会として認め合おうとなっている。

ここでは、いろいろな種類の多様性があるって、認め合っていこうという新しい動きがあるということぐらいでいいのではないかという気がするので、そういう表現を検討していただきたい。

次に、地域コミュニティについてはいかがか。

(G 委員)

地域コミュニティのところで、「一定の成果をあげていると評価できる」とまとめられているが、その前が「まちづくり協議会の設立が進んでおり」となっている、設立が目標ではないと思う。活動を活性化させることが目標であると思うので、活性化の取組として一定の成果をあげていると評価するというのであれば分かるが、設立が進んでいるということが目標になっているような受け取り方になるので気になる。

(委員長)

それぞれの地域で知恵を出し合ってとか、地域が特性に合わせて大きな成果を上げている

というようにしていただきたい。

条例を作った時に、道路の清掃や草刈り、樹木の選定まで全て公がやるようになったものを、もう一度市民が自分たちのまちづくりとして考え直そうという講義を聞いたことを記憶している。今、市が街路樹を植える時に、剪定や落ち葉の清掃に費用がかかるため植えないという結論になるが、市民が自分たちで清掃するとなれば植えることができる。今からはそういう時代になっていく。

それが自治基本条例の最初の立ち位置というか、公に全部任せていたのをもう一度市民の側に、取り戻すとは言わないが、もう少し分担しようということだったと思う。そこが多分行政の役割というものをいつも書いておかないといけないことだろう。

市にコミュニティバスをつくって欲しいと言っても、予算がないから絶対断られる。久保田町ではそれをボランティアで始めている。免許証の更新ができない人達がたくさん増え始めている中で、市民がやらないと間に合わない。

少なくともこの「行政と民間の役割について」をここに置くこと自体はいいことだと思う。審議内容のところをもう少し検討していただき、次回、提案をお願いしたい。

それでは元に戻って、H委員から何かあるか。

(H委員)

逐条解説への追記修正内容(案)で、年齢や性別等の説明を加えてあることは嬉しいのだが、性的指向と性的自認がいきなり入っている。LGBTQの議論と同じで、ここに入っていることに逆に違和感がある。

それと、社会的地位というのも何となく気になる。

(委員長)

年齢、性別、国籍、人種、それから、民族、宗教、障がいの有無というところまでは、等に関わりなくでよいと思うが、価値観のようなものはもともと関わるものではないのではないか。働き方などは、この文章の中にはなじまないと思う。検討をお願いしたい。

まだ文章ができていないので何とも言えないが、並べ過ぎのところがあるのかもしれない。

これまで議論をやってきて、大きく言うと、先ほど答申文の中に出てきた多様性というものをどう取り込んでいくかということが一番大きなテーマだと思う。これは、条例を策定したときからテーマになっていたことであるが、社会的な情勢が条例を作った当時よりもう一段、多様性を認め合おうという方向に動いているということを受けて、どういうふうに逐条

解説文に反映させるかということが議論になったと理解している。

それ以外に委員からの意見はあるか。

(事務局)

事務局から確認したいのだが、これまでの検証委員会の意見を事務局で取りまとめ、条例の運用については3点にまとめているがこれでよろしかったか。

(委員長)

これはいいと思う。

(事務局)

この文言については一番大事なところになってくるので、もし何かあれば、ぜひ意見をいただきたい。

(委員長)

付け加えて何か意見はないか。よろしいか。

答申書案の(1)については、一番難しいメインのテーマであるので文言の検討をお願いする。(2)と(3)については、それほど異存はないと思う。

(E委員)

「今回は早急に改正を進めるべき条文はないと判断した」とあるが、早急という言葉には、何か意味があるのか。

(事務局)

前回は早急にというのが入っているため、そのまま記載している。入っていても内容は変わらない。

(委員長)

これは消すことにする。

あと議論すべきことは残っているか。

(事務局)

資料1の1ページから27ページについては、検証結果の報告ということで取りまとめるものになる。もし何か気づいた点があれば、10月中を目途に、事務局に電話、メール等でお知らせいただければ、その内容を盛り込んだものを次回提示したいと思う。

(委員長)

こういう意見があったということ、たくさん載せておいても構わないということで、自

分が言ったことと文章のニュアンスが全然違うようなところがあれば、直しすということによいか。

(H委員)

条例の周知やSDGsの充実を図るところで、「運用面での工夫も必要である」というのはどういうことなのか伺いたい。

(事務局)

条例全般に関しては、各委員から運用についてのアドバイスもいただきたいと思っていたが、なかなか時間が取れなかったところがある。ただ、SDGsを活用した出前講座や、漫画版パンフレットの改訂をしてはどうかなど、運用面での工夫をしてはどうかという意見をいただいたと思っており、事務局としては、議論していただいた内容を受けて、そのような措置を講じていこうと考えている。

(委員長)

文言については、事務局に言っていただいて構わないし、次回、最終的な文章が提示されると思うので、その時でもよいと思う。ぜひこれまでの議論の経過が正確に伝わるようお願いをしたい。

これから先、コミュニティどのようにしていくかというときに、一番怖かったのが、子どもがいなくなるということだと思う。

佐賀市は意外と人口減らないシミュレーションになっているが、地域によっては人口の減少が激しいところもある。そういうところがいったいどうやってコミュニティを維持していくのかというと、そこに住んでいる人たちが必死になって考えて、対策を練って、自分たちでやって、行政にもそれを働きかけていかなければならないというぐらいに地域間格差がすごく大きくなっていると痛感している。

佐賀市の一番いいところは、コミュニティが結構安定、充実していると分析していたが、それが場所によって全然違ってくるということを今感じている。そのため、この自治基本条例以外に、もう一つそれぞれのコミュニティがそれぞれの知恵で頑張らなければならないという感じになっている。

これから先、協働推進課の役割というのはすごく大きく、様々なところに影響してくるだろうと思うので、基本的な概念だけではなく、具体的に生き残りのための様々な政策を考えていかなければいけないと考えている。

自治基本条例の検証と同時にそれぞれの地域の具体的な活動、まちづくりというものを考えていかなければいけないと思っている。

(事務局)

委員の皆様ありがとうございました。今回の委員会の内容は、次の第7回検証委員会で配布させていただく。

3 事務局連絡事項

次回、第7回自治基本条例検証委員会は、11月17日水曜日午後1時から、佐賀商工ビル4階A・G会議室で開催する。

1月に答申を予定している。任意参加ではあるが、できる限り日程を合わせたい。

資料1についての意見があれば事務局までお願いしたい。答申内容の案については、今回の意見を反映させたものを、次回の検証委員会の前に提示する。

4 閉会